

推進員の応募から委嘱までの流れ

(1) 応募

募集要領により、必要書類を提出していただきます。
地球温暖化防止について熱意と識見のある方なら、どなたでもご応募できます。

↓

(2) 選考

提出された書類により選考を行い、推進員としてふさわしいと認められた方は、「委嘱候補者」となります。

選考結果は、応募された方全員にお知らせいたします。

↓

(3) 研修

委嘱候補者には、推進員の養成研修（無料）を受講していただきます。

ただし、地球温暖化防止活動の分野での活動実績等によっては、研修の全部又は一部について受講義務を免除する場合があります。

↓

(4) 委嘱

研修修了後（上記活動経験のある方は選考後）、委嘱状と身分証明書を交付します。

↓

(5) 推進員名簿の公表

地球温暖化防止活動を普及し、また県民の地球温暖化防止活動に協力するためには、地球温暖化防止活動推進員について、県民や地球温暖化防止活動を行う各種団体に広く知らせる必要があります。

このため、地球温暖化防止活動推進員に委嘱された方の氏名、居住地の市町村名、活動地域、所属する環境関連団体、資格、活動実績について記載した推進員名簿を一般に公表させていただくとともに、地球温暖化防止活動推進員に委嘱された方の情報（氏名、住所、連絡先）を居住地市町村へ提供させていただきます。

↓

(6) 活動状況の報告

推進員相互の今後の活動に役立てることができるよう、年1回地球温暖化防止活動の状況について、県に報告していただきます。

※ボランティアとして活動していただくこととなりますので、報酬等はありません。